木造住宅の耐震化は知ることから始まります



お住いの木造住宅は、

「1981 (昭和56) 年<u>5月31日以前</u>に着工された木造住宅」ですか? それとも「1981 (昭和56) 年<u>6月1日以降</u>に着工された木造住宅」ですか?

わが家の 木造住宅は 地震が来ても 大丈夫? 「1981(昭和56)年<u>5月31日以前</u>に着工された木造住宅」と「6月1日以降に着工された木造住宅」は何が違うのか?

耐震基準	震度5強程度の中地震	震度6強から7程度の 大地震
1981(昭和56)年5月31日以前 一 旧 耐 震 基 準 一	倒壊・崩壊しない	規定がない
1981(昭和56)年6月1日以降 一 新 耐 震 基 準 一	軽微なひび割れ程度	<u>倒壊・崩壊しない</u>

※2000(平成12)年には、新耐震基準をさらに強化した現行の耐震基準へ改正されています。 耐震基準は、大きな震災が発生すると建築物の被害状況や原因を調査し、その結果を精査したう えで、法改正が繰り返されてきました。

「1981(昭和56)年5月31日以前に着工された木造住宅」は「旧耐震基準」で建築されていますが、 「耐震診断」を行うことにより、地震に対する耐震性を<mark>知る</mark>ことができます。

「耐震診断」は、お住いの市町村に申し込みをすると「無料」で受けることができます。

※無料の耐震診断を利用できる木造住宅には、条件があります。

「耐震診断」の結果、<u>「耐震性がない」</u>と判定された場合は、「耐震改修や建替」「耐震シェルター設置(防災ベット含む)」などの工事を行う際に補助が受けられます。**※耐震診断の結果により、補助制度の受けられる内容が異なる場合があります。**

平成7年の阪神・淡路大震災において、死者数のうち約9割が建築物に起因するものであり、昭和56年以前に建築された現行耐震基準に適合しないと考えられる建築物で耐震性が不十分なものに多くの被害が見られました。

- ○「木造住宅の耐震化」についての問合せ先:山梨県県土整備部 建築住宅課(Tel: 055-223-1734)または お住いの市町村 建築住宅担当 まで
- ○「やまなし住まいの安全・安心相談窓口」: (一社) 山梨県建築士会 (Tel: 055-233-5414)